

川崎市生活自立・仕事相談センター設置要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 面接相談（第7条～第10条）
- 第3章 暫定的支援（第11条～第12条）
- 第4章 支援調整会議及び支援の確認（第13条～第15条）
- 第5章 自立支援（第16条～第20条）
- 第6章 センターの利用方法等（第21条～第23条）
- 第7章 その他の業務等（第24条～第27条）

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）に対して、本人の状態に応じた包括的かつ早期の相談支援を実施し、その者の日常的・社会的・経済的自立を支援することを目的として川崎市生活自立・仕事相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

（事業及び実施主体）

第2条 センターは、次の事業を行う。

- （1）生活自立・仕事相談センター事業
- （2）家計改善支援事業
- （3）住居確保給付金事業

2 前項の事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、それぞれの全部または

一部を、適正な運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

(名称及び実施場所)

第3条 センターの名称は「川崎市生活自立・仕事相談センター」とする。

2 センターの設置場所は、次のとおりとする。

川崎市川崎区駅前本町1番地2 川崎フロンティアビル5階

(実施方針)

第4条 センターの相談支援は、次の各号に掲げる方針に基づいて実施する。

- (1) 生活困窮者の尊厳を重んじ、その意思を十分に尊重し、その者との信頼関係を築き支援を行うこと。
- (2) 生活困窮者が、地域社会とつながりを持ち、社会参加することができるようになるよう支援を行うこと。
- (3) 生活困窮者の困窮状態に常に留意し、支援を行うこと。

(事業の内容)

第5条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 面接相談業務
- (2) 暫定的支援業務
- (3) 自立支援業務

(相談員の配置)

第6条 前条の業務を行うにあたり次の各号に掲げるセンター職員を配置する。

- (1) センター長
- (2) 事務員
- (3) 面接相談員
- (4) 相談支援員
- (5) 家計改善支援員

(6) 専門相談員

第2章 面接相談

(対象者)

第7条 第9条に規定する面接相談の対象は、原則として市内に居住、就労又は就学している生活困窮者（以下「相談者」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に認める場合には、相談者とみなすことができる。

(相談の受付)

第8条 センターにおける支援を希望する者は、センターに相談の申込みを行う。

2 前項の相談者は、センターが規定する個人情報に関する管理及び取扱い規定に同意するものとする。

(面接相談業務)

第9条 面接相談員は、相談者に対して、面接相談を行い、次の各号により相談者の抱える課題を整理したうえ、支援の方針を決定し、相談支援員に引継ぎを行う。

(1) 広く相談を行うとともに、相談者が抱える課題を総合的に捉えること

(2) 相談者の生活実態、置かれている状況や、その意思を十分に確認すること

2 第1項の方針により、他関係機関における支援がより適切と判断をする場合には、当該機関と調整を行った上で、引継ぎを行う。

3 相談者が生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）に規定する要保護者であると見込まれる場合には、迅速に福祉事務所に引継ぎを行う。

(センター長への指示)

第10条 健康福祉局長は、面接相談員が面接相談時に作成した書類について

検討し必要な事項についてセンター長に指示することができる。

第3章 暫定的支援

(暫定的支援)

第11条 相談支援員は、相談者を引継いでから第15条の支援の確認までの間、次の各号により暫定的な支援（以下「暫定的支援」という。）を行い、相談者の状態に応じた、より適切な支援の見極めを行う。

(1) 就労支援

(2) 精神保健支援

(3) 居住（生活）支援

(4) 家計改善支援

(5) 法律相談等の専門相談支援

2 暫定的支援の期間中においては、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

(暫定的支援の期間)

第12条 暫定的支援は、第8条の相談の受付から概ね2か月を目途とする。

第4章 支援調整会議及び支援の確認

(支援プラン案の作成)

第13条 相談支援員は、暫定的支援の期間中に、その相談者とともに、相談者に対する今後のセンターの支援の計画（以下「支援プラン案」という。）を作成する。

(支援調整会議)

第14条 相談者の支援を主に担当する相談支援員は、前条に規定する支援プラン案のほか、必要な検討を行うため、支援調整会議を開催する。

2 支援調整会議は、相談支援員のほか、相談者、センター長、及び生活保護・自立支援室（以下「自立支援室」という。）担当者等で構成する。ただし、特

別な事情があるとセンター長が判断した場合には、相談者を除いて開催することができるとができる。

3 前項のほかにセンター長が認めた者は、支援調整会議に参加することができる。

4 センター長は、支援調整会議において了承された支援プラン案を、支援プランとして確定し、それを健康福祉局長に報告する。

(支援の確認及び決定)

第15条 市長は、前条第4項の支援プランを基に支援の確認を行う。

2 初回の支援の確認は、第8条の相談の受付から概ね3か月以内に行う。

3 前条第4項の支援プランに次の各号の事業を利用する計画がある場合は、市長は、利用決定を行い、事業の利用が可能となった者に支援提供通知書(第1号様式)を通知する。

ただし、この要綱とは別の要綱等で利用決定についての定めがある場合はそれによるものとする。

(1) 住居確保給付金事業

(2) 家計改善支援事業

(3) 就労準備支援事業

(4) 認定就労訓練事業

第5章 自立支援

(自立支援)

第16条 相談支援員は、前条第1項の規定により支援の確認を行う相談者(以下「支援対象者」という。)に対して、個別的・包括的・継続的に、相談面接、関係機関同行及び居宅訪問等(以下「寄り添い型支援」という。)を行う。

2 寄り添い型支援の支援内容については、第11条第1項各号に規定する相

談支援を準用する。

(支援期間)

第17条 自立支援の支援期間は、第8条の相談の受付から起算して、原則1年以内とする。

(支援の終了)

第18条 センターにおける支援は、前条に規定するほか、支援対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき終了する。

(1) 就職を実現する等により生活が安定したとき

(2) 他関係機関へ引継となったとき

(3) 生活保護受給となったとき

(4) 死亡したとき

(5) 2か月以上連絡がとれない等、支援の継続が困難となったとき

(6) 支援の辞退の申し出があったとき

(支援の確認後の支援調整会議)

第19条 相談支援員は、初回の支援の確認から6か月後及び相談支援員が必要と認める場合、支援プラン(案)を作成し、再度支援調整会議を開催する。

(支援終了検討時の支援調整会議)

第20条 第19条により、支援の終了を検討する場合、支援対象者と相談支援員は支援の評価を行い、その確認を行うための支援調整会議を開催する。

第6章 センターの利用方法等

(窓口開所時間)

第21条 センターの窓口開所時間は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く、平日の午前10時から午後6時までとする。

2 前項にかかわらず、センター長は、自立支援室と協議を行い、開所時間等を変更することができる。

(利用方法)

第22条 センターの利用方法は、原則、事前予約制とする。ただし、センター長が認める場合は、この限りでない。

(費用負担)

第23条 センターの利用は無料とする。

第7章 その他の業務等

(地域団体・関係機関との連携)

第24条 センターは、第1条に定める目的に沿った支援を行うため、生活困窮者の支援を行っている団体のほか地域で活動する団体と連携して支援を行う。

(帳簿等の整理)

第25条 センターは、次の各号に掲げる帳簿等を整備するものとする。

- (1) 相談受付簿
- (2) 申請受付処理簿
- (3) 支援決定対象者管理簿
- (4) その他、別に定める帳票類

2 前項の帳簿等について、健康福祉局長が提出を求めた場合には、センター長は該当する帳簿等の提出を行う。

(実施状況報告)

第26条 センター長は、本事業の実施状況を毎月、健康福祉局長に報告する。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

(様式1)

第 号
年 月 日

様

川崎市長

支援提供（変更）通知書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業の実施について、下記のとおり行われることにつき確認しましたので、通知します。

記

1 氏 名	
2 生年月日	
3 住 所	
4 支援調整会議開催日	年 月 日
5 支援内容等	1 家計改善支援事業（支援期間： ） 2 就労準備支援事業（支援期間： ） 3 就労訓練事業 <input type="checkbox"/> 雇用型 <input type="checkbox"/> 非雇用型 （支援期間： ） （詳細は、別添プランのとおり）
6 特記事項等	